

保有する法人文書の開示実施方法及び開示手数料に関する規程

規程第28号

平成29年5月31日

最終改正 平成30年1月9日規程第49号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条及び第17条の規定に基づき、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）における法人文書の開示の実施の方法、開示請求にかかる手数料を定めることを目的とする。

(文書又は図画の開示の方法)

第2条 文書又は図画は、閲覧又は写しの交付により開示することとする。ただし、法第15条第1項のただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを閲覧させることとする。

(文書又は図画の写しの交付の方法)

第3条 文書又は図画の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、次に定める方法（第3号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）とする。

- (1) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く）。
- (2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付
- (3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第4号において同じ。）に複写したものの交付

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 電磁的記録について、法第15条第1項に基づき機構が定める方法は、それぞれ次の各号に定める方法とする。

- (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- (4) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(手数料)

第5条 法人文書の開示に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
 - (2) 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額は、開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じく

することが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付)

第6条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付しなければならない。

- (1) 現金
- (2) 現金書留
- (3) 定額小為替証書
- (4) 銀行振込

2 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料の他、送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において当該送付料は、郵便切手又は現金で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第7条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第17条第3項に基づき開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定に基づき開示の実施方法等の申し出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した第8条で定める申請書を機構に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(手続様式)

第8条 法の規定に基づき開示請求及び開示請求の取り下げをしようとする者、開示の請求の実施方法を申し出ようとする者、法人文書の更なる開示を

申し出ようとする者、開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる様式を利用し、提出することができる。

請求又は申し出ようとする者の区分	利用できる様式
法第4条第1項の規定により法人文書の開示を請求しようとする者	様式一情1
法第4条第1項の規定による法人文書の開示の請求を取り下げようとする者	様式一情2
法第15条第3項の規定により開示の実施方法を申し出ようとする者	様式一情3
法第15条第5項の規定により更なる開示を申し出ようとする者	様式一情4
開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者	様式一情5

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（規程第49号）

この規程の改正は、平成30年1月9日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
	ハ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ニ 1 のニに該当する光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ホ 1 のホに該当する光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
備考 1 の項ロ又はハ、2 の項ロ若しくはハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		